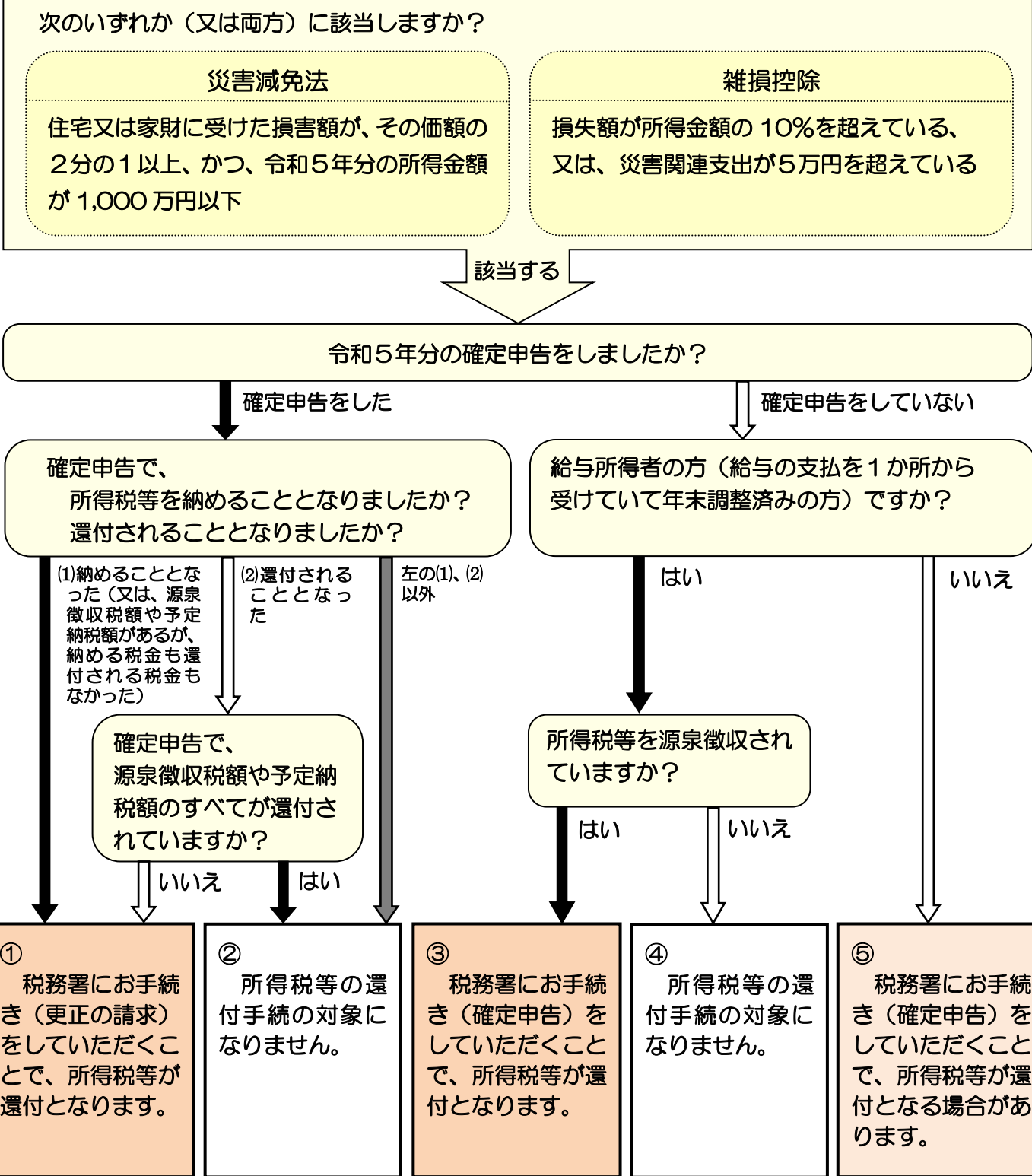


# 令和5年分の所得税等の還付に関する判定表

令和6年能登半島地震により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、災害減免法又は雑損控除の適用により、令和5年分の源泉徴収された所得税等や納付した所得税等の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。



(注) 令和6年能登半島地震により住宅や家財などに被害を受けた方は、令和5年分の還付手続の対象とならない方も、令和6年分の所得税等の軽減等を受けられる場合があります。

所得税等の還付に関するお手続きについて、詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。